

近代株式会社の史的展開（一）

馬場，克三

<https://doi.org/10.15017/4362425>

出版情報：経済学研究. 22 (1), pp.1-20, 1956-06-20. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

近代株式会社の史的展開 (二)

馬 場 克 三

目 次

- 一 資本結合の二つの型
- 二 コンメンダ
- 三 ソキエタス
- 四 融合形態—マグナ・ソキエタス (以上本号)
- 五 オランダ東印度会社
- 六 イギリスにおける株式会社の展開
 - (1) イギリス東印度会社
 - (2) バッブル・アクト以後
 - (3) 有限責任制の確立

一 資本結合の二つの型

株式会社もその一種であるところの企業形態のさまざまな変態を造りだすものは資本結合のさまざまな様式である。従

近代株式会社の史的展開 (一)

第二十二卷 第一号

一

つて株式会社の發展史は資本結合様式の發展史にほかならない。しかしながら資本結合の様式の相違は、単に資本結合の量的な差のみを意味するものではない。貨幣を生む貨幣としての資本の諸属性は歴史的にも論理的にも分化して現われ、これらの属性を異にした資本の間の結合が一層重要な意味をもつものとなる。

ところで資本の本来的な機能は剰余価値を占有するという点に存在する。この機能が産業資本の成立をまつてその全容を現わすことはいうまでもないところであるが、産業資本の成立に先立つて、すでに早くから商業資本や高利貸資本は他人の生産物を収取する機能を営んだ。これらの機能を自ら営むところの資本は——高利貸資本のことは一応考慮の外におくとして——これを機能資本と呼ぶことができる。そしてこの機能資本の現実の担い手たるものはいうまでもなく機能資本家である。

次に、資本の運動が貨幣の一定額から出発することは今更ら指摘するまでもない。しかし単なる貨幣の所有は未だこれを資本たらしめるものではない。もともと貨幣を資本たらしめるものは剰余価値を占有するという資本の機能であるが、資本制生産の基礎の上では、貨幣は資本に転化されることができ、利潤を占有する能力を資本家に付与する。また資本制以前の基礎においても、貨幣が致富の手段でありうる一切の事情の下では同様に貨幣は資本となりうる能力をもつ。かくて貨幣は可能的な資本としての使用価値をもち、他人に譲渡されうる商品となる。いまもし貨幣を所有し、且つ自らこれを価値増殖過程に投ずるといふことが十全な意味での資本の作用であるとすれば、いまや資本は、単なる所有としての資本と、機能としての資本とに分化することができるのである。すなわち貨幣の所有者は、その貨幣を機能資本家に利用させ

ることによつてその貨幣を資本たらしめ、自らを資本家——しかし単なる所有者としての資本家、貸付資本家——たらしめるのである。

単なる所有たる資本は自ら資本の機能を営まないが故に、いわば無機能資本といふべきものである。その資本は機能資本に合体されることによつて初めて資本の機能を営むものとなる。商品としての資本の特性はこの商品に特有な貸付という譲渡方式をとらしめ、機能資本はその譲渡された資本を他日返済すべき資本すなわち、他人資本としてこれを利用する。ところで本来、機能資本は資本の所有と資本の機能とを自らのうちに併わせもつ資本である。換言すれば、機能資本は自己資本を所有し且つ機能させる資本である。従つて機能資本と無機能資本との結合はまず、自己資本と他人資本との結合として現われる。

しかしながら、自己資本と他人資本との結合は、いまわれわれが問題としようとするところの企業形態の差異をつくり出す要因となるものではない。何故ならば、それはあらゆる種類の企業形態に共通して存在する資本利用の一方法であるからである。あらゆる企業形態において原則として、自己資本は機能資本であり、他人資本は自己資本に従属する無機能資本である。然るに、およそ自己資本と他人資本との関係においては、初めから支配と従属、利用と被利用との関係は明白であり、他人資本は原則として企業のコア部分には入りこまない。従つてここでは企業の組織を、そのために改めてつくり出す必要を見ないのである。これに反して営業の規模の拡大や危険分担の必要から、自己資本そのものにおいて同種の資本の結合が必要となるとき、本来機能資本である筈のこの自己資本の結合の内部において、いまや支配と従属の関

係を、そしてまた機能と無機能の分化を生ぜしめるに至るのである。この結合された自己資本の間の支配関係と機能分化とのさまざまな均衡の度合いこそが企業形態の差異に結晶するのであつて、われわれの問題はここから初まるのである。

だが以上のごとく一応は規定するものの、歴史的には所有資本と機能資本との境界は不明な状態から出発する。中世の商業が久しく当座的な臨時営業の状態に止まつたことは周知のことからであるが、このような状態の下では、営業は資本の一回転をもつて終了し、営業への出資（自己資本）は営業終了と共に清算返還せられるのを常とした。その限りでは出資も貸付も同じものであつた。他方、中世商業の高度に冒險的な性質は商人への貸付（他人資本）にも出資と同等な危険負担を課したのみならず、利子禁止の教会法は貸付にも出資の形態をとらしめる作用をなした。或いはまた、営業に従事することを憚かる商人的貴族が特定者にその資本を委託する形で出資するということも行われた。かくして出資と貸付とは相互に接近し合い、諸対立関係の未分の状態におかれたと想定される。更らに次のような事情がまた事態を一層未分化状態に追いやつた。すなわち、古い時代に遡るほど遠隔地商業なかんずく、海外商業は単独の個人資本をもつては打ち克ち難い危険と困難に当面するわけであるが、この困難は初めは共同体による経営をもたらし、後には商人たちの共同組合的な経営に導いたのである。たとえばコロンナ (collonna) 或いは船舶共有組合。だがやがてこの商人たちの協同のなかゝら次第に、直接海外に出かけて商業活動に従事する機能担当者が分出されてきたのである。この事態は一応は所有と機能の分離であるが、しかしその内実はむしろ本来の意味の所有と機能の分離以前のそれであつた。ただしこの場合の機能担当者は船乗りまたは血気にはやる冒險者であつて、商業利潤の分与にあずかるものではあるが、必ずしも本来

の意味の機能資本家ではなかつたからである。

およそ以上のべてきたような諸要因の錯綜がわれわれの問題の出発点である。いまその錯綜のなかを通して自己資本の結合様式を探索するとき、われわれがぶつかるところのは資本結合の二つの基本様式である。一つはソキエタス (societas) すなわち機能資本と機能資本との結合の型であり、他はコンメンダ (commenda) すなわち機能資本と無機能資本との結合の型これである。

二 コンメンダ

機能資本と無機能資本との結合様式であるコンメンダとは如何なるものであるか。コンメンダはすでに九世紀において存在したといわれ、一〇六三年のイタリアのツラニの法令 (Statut von Trani) はコンメンダに関する今日知られている最古の法規であるとされているから、コンメンダは一〇世紀の頃にはほぼ制度として完成を見ていたものと考えられる。そしてそれは一三一—一五世紀においてはイタリアおよびヨーロッパ諸都市における海上商業の主要な企業形態をなしたものである。コンメンダの形態は時代によりまた地方によつて差異があるが、これを一般的に規定すれば、商業利潤の共同分配を条件として一方の当事者である資本家が貨幣または商品を相手方たる商業活動の担当者に委託し処分させる行為または制度を意味する。海上運送業がいまだ独立の営業となつていなかつた中世においては、海上商業はそのことだけでもすでに巨額の資本を必要とする事業であつたが、これに加えて航海技術の未発達、海賊その他未開地域への旅行に伴

う危険は海上商業を射倖的な冒険事業たらしめていた。ここに船乗りと商人とを兼ねた冒険者と、利殖を求め資本所有者との結合関係を生み出す理由があつた。

コンメンダは商品の委託から初まつたと考えられる。商人が遠隔地にその商品を販売積送しようとするとき商人はその管理者として商品に付添つて出掛けねばならないのは当然であるが、商人は次第に積荷の管理を親族や友人に、また後には船長に依頼し、これに対する報酬として商業利潤への参加を許すようになる。当時の事情からすれば、危険な海上運送を担当する船長及び船員たちがその労務提供に対して賃金をもつて支払われるよりも、企業に参加を許されること、具体的には船舶の容積の一部を彼等の権利として与えられることの方が遙かに適切であつた。また、船舶が目的地に到着してから商取引が完了するまでの日数を船員たちが徒食するわけにいかぬとすれば船員たちにも自己の積荷をもたせることが望ましかつたであろう。アマルフィにおける一事例では船長は船の三分の一の容積の商品積載権を与えられたといふ。²⁾ これらの積載権が船長に委託された他人の商品のために提供されるに至るのは極めて自然である。

商品コンメンダはそれが臨時的なものでなく營業的なものとなると、やがて委託者は貨幣を商品の代りに引渡し、商品の買入れ販売を通じて一切の商活動を委任するようになってくる。もともと商品コンメンダは、受託者の側から言えば、資本家のための労務提供 (Arbeitsgeschäft) の性格を多分にもつたのだが、貨幣コンメンダとなると商活動を担当する受託者の地位は高まらざるを得ない。最初、委託者の名で行われていた活動はやがて受託者自身の名をもつた遂行されるようになってくる。³⁾

もちろん、このような形にまで生長したコンメンダも必ずしもまた本来の意味の資本結合とは言いえない。というのは商業活動の担当者は無資本の冒険商人にすぎなかつたからである。従つて初期のコンメンダにおいては貨幣の提供者がむしろ指揮的な地位を占め、航路、取引価格などについて積極的な指揮命令乃至は助言を与えたといわれる。⁴⁾このような形式のコンメンダは一方的コンメンダ (einseitige commenda) もしくはヴェネチアでの通称ではロガーディア (rogardia) とよばれていた。利潤の分配は貨幣提供者が四分の三、受託者が四分の一の割合であつたという。損失の場合には資金提供者は委託した資金の限度まではその負担をなすがそれ以上の責任は課せられない。これに反し受託者は資金の返還を求められない代りに爾余の一切の責任を負うこととなる。従つて今日の表現をもつてすれば、この関係における資金の提供は有限責任の出資であり、受託者は商取引に関する無限責任負担者であつたということになる。(尤も「出資を限度とする有限責任」の文言はすでに一四六四年のフリードリヒ三世のニュルンベルク市に与えたコンメンダ勅許状に見られるといふ⁵⁾)。このコンメンダ関係において商業活動の直接の担当者はトラクタートル (tractator) またはポルトール (portator) と呼ばれ、資金提供者はコンメンダートル (commendator) と呼ばれた。前者はまた旅行社員 (socius tractans)、後者は残留社員 (socius stans) または資本主 (capitaneus) とも呼ばれた。

だが、やがてコンメンダは一層進んだ形式に移行する。すなわち、トラクタートルが有能な商人である場合には、コンメンダートルは細々と取引について指示を与える必要がなくなるのみでなく、ある場合には彼を自由に振舞わせる方が一層合目的であることを発見する。また、トラクタートル自身が次第に自己の資本を所有する資本主にまで生長してくるの

である。そこからやがて双務的なコンメンダ (zweiseitige commenda) が発展する。もともと無資本の冒険者に資金が委託されるということはむしろ偶然的な出来事であつたのであつて、一方的コンメンダは、ヴェネチアで「ロガーディア」すなわち、「好意」という意味の言葉で表現されたように、財産をもたない青年に対して彼の友人や親族が出資または保証によつて好意的に合力するといった性格をもつたものであつたのである。だが、資本の提供は資本と資本との結合を原則としなければならない。すなわちコンメンダは一つの機能資本に対して別の資本がコンメンダ的に参加するという出資組合の形式に転化せざるを得ない。そして、一人の機能資本家に多数のコンメンダ出資が集中するとか、遺産が寄託されるとか、或は市場状況が担当者の手腕をますます重要なものにするとか等々のごとき、事柄の自然的な成行として、商業活動の担当者たる機能資本家トラクタートルが活動の中心となり、コンメンダートルは単なる資金提供者として無機能的地位に後退するのである。^註 このような資本結合の段階に達したコンメンダは前述の如く双務的コンメンダであり、ヴェネチアの用語ではコレガンシア (collegantia) と呼ばれた。「コレガンシア」とは「対等のものの結合」という意である。

(註) 旅行社員と残留社員とのどちらが支配的地位に立つかは事情によつて異つたものようである。マックス、ウェーバーによると、「南ヨーロッパでは旅行する商人が通例企業者であり、これにコンメンダが与えられる。というのは、彼は一年も長きにわたつて東方に出掛けて不在であるため、これを監督することができないからである。彼(旅行する商人)は各方面から千も二十ものコンメンダを引受けて……各々のコンメンダ主と別々に決算を行つた。これに反して北ヨーロッパでは家に止まつている組合員が通例企業者であつた。……彼は旅行に出かける多くの組合員と関係を結び、彼等にコンメンダを与うるものであつた。……旅行をなす代理人は多数のコンメンダを引受けることを禁じられていた。それゆゑ彼らは家に止まれる商業組合員に依存することとなり、し

たがつて家に止まれる商業組合員は發展して経営指導者となるに至つた。南ヨーロッパと北ヨーロッパとでかくのごとき差異を生じた理由は南北両地方の商業の相違にある」Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, 1923, 黒正巖、青山秀夫訳、下巻四六頁。

双務的コンメンダにおいては、トラクタートルはコンメダートルより寄託された資金の半額に相当する資金を自らも出資することとなつていた。従つて前者は營業資金の三分の一を、後者は三分の二を醸出する関係となる。出資金は次第に参加者の財産とは區別された營業財産 (sozietaatsgut) を形成し、營業はトラクタートルの名と責任とにおいて行われ、トラクタートルはいまや業主 (capitaneus) と呼ばれるに至る。利潤は以上のような関係を反映して、両者間に折半されるのが常であつた。

コンメンダ関係の当事者は二人を常則としたが、三人コンメンダ或は四人コンメンダというものも生じ、また一つのコンメンダが他のコンメンダの一方または他方にコンメンダ出資するというような複雑な形式も存したごとくである。双務的コンメンダは別に海上商事組合 (societas maris) と称されているように、海上企業への共同出資の形式を具えた。しかしその出資は上にのべてきたように、平等同質の出資ではなく、機能資本とこれに対する委託者の無機能の出資を本質としたのである。

- 1) Willy Silberschmidt, Die Commenda in ihrer frühesten Entwicklung bis zum 13 Jahrhundert, 1894. S. 37—38
- 2) W. Silberschmidt, S. 26—27.
- 3) W. Silberschmidt, S. 29

- 4) Reinhart Heynen, Zur Entstehung des Kapitalismus in Venedig, 1905, S. 71. Erwin Steinizer, Ökonomische Theorie der Aktiengesellschaft, 1908, S. 7—8.
- 5) 大塚久雄、株式会社発生史論、昭和十三年、一一七頁。
- 6) E. Steinizer, a. a. O. S. 9.
- 7) Max Weber, Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter, 1889, S. 25.

三 ソキエタス

コンメンダが海上商業を基盤として展開したのに対し、機能資本と機能資本との結合様式であるソキエタスは、コンメンダの発展よりややおくれて、イタリア商業都市における内陸商業を中心として発展した。コンメンダ形式を国内商業に用いたいわゆる陸上コンメンダ (land commenda) またはソキエタス・テッラエー (societas terrae) も存在しないではなかつたが、これは国内商業の企業形態としては支配的なものとはならなかつた。¹⁾

ソキエタスの発生の基礎は家族共同体にあつたといわれている。だが、この見解の有力な主張者であるマックス・ウェーバーはソキエタスそのものを何らか家族的血縁的なものとして特徴づけようとしているわけではない。彼の主張はむしろ、家族共同体が消費団体であると同時に、或はそれに先立つて労働共同体であつたことを説き、この労働共同体のなかにソキエタスの基本的な関係が培われ、家族共同体から労働共同体が分離独立することによつてソキエタスの成立に導いたことを一貫して説こうとするものなのである。²⁾

労働共同体が家族関係のなかに芽生えた限りでは、その労働の生産物は家族共同体の共同財産を形成し、家長の支配がこの共同関係の一切を規律したのであることは明かである。しかし古代法はすでに早くから家族共同財産に関する若干の制限を認め、成員のある種の収入はこれを共同財産から除外したのである。このような慣習は次第に共同体のなかに個人の勘定といふべきものを形成させるのであるが、共同体のなかで「計算」する思考がはじまれば、やがて共同財産に対する個人の参加部分、すなわち持分の觀念が生ずるのは当然の成行である。この考え方は実際、南イタリアの一部分では共同財産の分割を是認する方向に導いた。しかし、マックス・ウェーバーの説くところによると、当時イタリアの大部分では成員の持分を明確にしつゝ同時に共同財産の統一を確保し、次第に共同財産と労働共同体の家族共同体からの離脱独立化を形成していったというのである。

ソキエタスを家族共同体から導き出そうとするマックス・ウェーバーのねらいはおそらく次の二点にあつたであろう。一つにはソキエタスを特色づける人的信頼関係が家族共同体、家計共同体からの踏襲によるものとなすこと、二つにはソキエタスの対外関係における無限責任関係を家族共同体における成員の犯罪、債務不履行に関する連帯責任制に淵源するものとなすことこれである。たしかに歴史の脈絡としては事柄はマックス・ウェーバーの推測することくであつたであろう。殊に、イギリスにおけるソキエタスの形態であるパートナーシップ (partnership) が後代に至るまで組合成員の個人的な私的債務に対しても連帯責任を維持しつゞけたごときはそのような歴史の伝習としてしか理解しえないであろう。しかしソキエタスの人的信頼関係や対外無限責任関係が論理的に家族共同体を不可欠の前提とするものとは考えられない。

い。自ら所有し自ら機能する機能資本が対外的には無限責任を、それが結合した場合には相互の人的信頼を基礎とせねばならないことは機能資本それ自体のなかに当然に包含せられているものと考えてよからう。

中世諸都市間の交通の発達や商港都市における商業の拡大は機能資本の間の協力を必要ならしめた筈であるが、この協力とは或はゴールドシュミットが推測するように、最初は機能資本同志が相互にソキエタス出資を提供し合うことによつて成立したのかも知れない⁴⁾。が、いずれにしても初めは当座的な結合として現われ、次第に継続的な営業として客観性を備えるようになってくる。その結合の端初においてはおそらく共同財産 (Sondervermögen) の形成はいまだ見られなかつたであろう。だがそれはソキエタス・マリス (発展したコンメンダ) の影響をうけつゝ次第に共同財産を形成し、やがては「商号」をもち、第三者に対する代表権を明確にするに至るのである。その過渡段階において、組合員の私的行為と組合のための (Pro societate) 商行為との混同を避ける必要から、A、B 組合員がそれぞれ外部との取引において、A und seine Gesellschaft または B and his company と署名したことは商号形成の経路を示してゐる⁵⁾。

しかしソキエタスが機能資本相互の結合体として客観化されてゆくには長い時期を経なければならぬのである。ソキエタスがイタリーからアルプスを越えて北ヨーロッパの諸都市に普及した一五—一六世紀においても、当時の大商社であつたフッガー、メディティ、ヴェーズラーなどはいずれも同族団体であり、しかもゾンバルトによると、いまだ家計から分離した営業財産を形成していなかつたといふ⁶⁾。その限りではソキエタスは、実質的にはまだまだ家族共同体であり、フッガー家の事蹟にも見られるように、相続や結婚による家族財産の分割を避けるための意味もあつたのである⁷⁾。マック

ス・ウェーバーがソキエタスの家族共同体からの離脱の契機を第三者たる「他人」の参加に求めているのはその意味で十分理解できる。⁸⁾

さて、中世における商人の組織として商人ギルドが存在したことは誰でも知つてゐることであるが、このギルドとソキエタスの関係はどのように跡づけられるであろうか。ここで舞台をイギリスに移して考察することにした。

中世イギリスにおける資本の結合は総じてパートナーシップ (partnership) と呼ばれ、それはコンメンダとソキエタスの二種を含んでいた。しかし一五世紀の頃にはコンメンダの根跡は見られなくなり、資本の結合はすべてソキエタスにパートナーシップの形式をとるに至つていたようである。⁹⁾ 然るに一方、商人ギルドは地域的に分離独立して諸地方間の商人の結合を妨げたのみならず、また同一の地域においてもギルド商人が非組合員とパートナーシップを結ぶことを阻止していた。¹⁰⁾ 従つてギルドの支配した時代にはソキエタスはその發展を抑制されざるをえなかつたのである。そのためイギリスではソキエタスの發展は逆にギルド内部における資本結合要因の生長にまつことになる。ところで、ギルドはお互いその成員を兄弟と呼んだように、家計共同体的色彩を多分にもつたと考えられる。たとえば一人のギルド員の商品の仕入の際に居合わせた他のギルド成員のすべては平等に同一価格で同一數量を仕入れる権利を与えられていた。このような慣習は一五世紀に至るとギルド役員による商品共同購入 (joint purchase) にまで發展するのである。¹¹⁾ しかも、商品購入に先立つて予めギルド成員のうちから資金を徴するということが屢々行われた。いわゆる共同資金購入 (joint stock purchase) である。たしかにこれらの共同行為はギルドの成員を平等な關係に保持しようとする精神から出たものである。

あつたに相違ない。しかしこれらの慣行は、たとえ当座的であるにしても、すでに一種の資本結合行為を意味したのである。

このように、ギルドの内部で資本結合への契機が育まれつゝあつたと同時に、外国貿易へのイギリス商権の確立を志すイギリスの商人たちはもはや狭隘となつた地域的商人ギルドをのりこえて、王の特許のもとに、全国的なカンパニー (company) の形に結集するに至るのである。その最も早いものは一三九一年の特許状により成立したプロシア貿易に従事する商人の団体であつたが、そのほか、マーチャント・ステーブラーズ (The Mayor, Constables and Fellowship of the Merchant of the Staple of England) 一四〇七年のマーチャント・フデメンチュアレーズ (Company of the Merchant Adventurers) その他多くの特許会社を現出する。もとより、これらのカンパニーはいずれも新しい特許によつて作られた一種の商人ギルド的組織にはかならなかつたのではあるが、古い商人ギルドのような独占排他性を伴わず、若干の加入金 (fines, admission,) によつて自由に商人の参加を許した。もちろんそれは王の特許による一自治集団として、自治法を設けて多かれ少なかれギルド的な統制を加えていたのであるが、しかしカンパニーの枠の内部では各商人はそれぞれ自己の資本をもつて任意の商活動を行つていたのである。このようなカンパニーは規制会社 (regulated company) であつて、ソキエタス的結合を内に孕む機能資本の集団をなしたものである。だが間もなく、前に述べたような共同購入から当座的な合本への発展が起るのである。それはすでに入会金や特別徴収金 (special levies) によつて共同財産をもち、自治機関を備えるものとなつていたのである。のみならず、規制会社の内部でもすでに一部の商人の間に

パートナーシップ的な結びつきが起つていたのである。

このような規制会社の展開は経済の発展につれて生じた営業範囲の拡大と大資本の必要が齎らした新しい胎動であるが、当時もつとも大資本を要した鉱山業において大規模なパートナーシップ(合名会社)が起つているのは余りにも当然である。一五六一年設立のマインズ・ロイヤル(The Governors, Assistants and Commonalty of the Mines Royal) 鉱山会社および一五六五年のミネラル・アズド・マタリー・ワークス会社(The Governors, Assistants and Society of the Mineral and Battery Works) これである。¹²⁾だがこれらの会社においてはすでに持分の譲渡売買が現われて居り、単純なソキエタス結合とは異なる要因をも見せていることは注意しなければならない。マインズ・ロイヤルは一五六一年に採掘権を得、六四年に設立されているが全企業が二十四個の持分(shares of parts)に分たれ、うち一〇個は南ドイツ商人側に、残りの一四個はイギリス側において引受けられている。しかし一持分の権利が一、二〇〇ポンドに達している上、一五六五年までの払込徴収額が一持分につき八五〇ポンドにのぼり、出資者には大きな負担を課している。そのためイギリスでは出資者は持分の再分割によつて資金調達を行い、一五七一年には十四持分につき二十二人の出資者を数えていたといわれる。¹³⁾マインズ・ロイヤルはたしかに一種のパートナーシップであるが、しかしその規模の大いさはすでにソキエタスからはみ出るものをつくり出すに至つてゐる。

註 1) Max Weber, a. a. O. S. 42.

2) " " S. 44 以下

3) " " S. 50

マックス・ヴェーバー、黒正巖、青山秀夫訳、一般社会経済史要論下巻、五一頁 以下参照。

4) L. Goldschmidt, *Universalsgeschichte des Handelsrechts*, 1891, S. 282. 大塚久雄「前掲書」一二四頁に於る。

5) W. R. Scott, *Joint Stock Companies to 1720*, Vol. I, 1912, p. 227.

6) W. Sombart, *Der Moderne Kapitalismus*, Vte Aufl., II. 1, S. 88—89.

7) R. Ehrenberg, *Das Zeitalter des Fuggers*, Vol. I, 1922 S. 88.

8) Max Weber, a. a. O. S. 52 以下

9) W. R. Scott, *ibid.*, p. 1.

10) W. R. Scott, *ibid.*, p. 6.

11) W. R. Scott, *ibid.*, p. 6.

E. Lipson, *The Economic History of England*, Vol. I, 1937, p. 269—271.

12) W. R. Scott, *ibid.*, p. 41.

13) W. R. Scott *ibid.*, p. 44.

大塚久雄、近代資本主義の系譜、一九四七年、一七二頁以下。

四 融合形態——マグナ・ソキエタス

以上われわれはコンメンダおよびソキエタスの生成変転を素描してきたのだが、われわれの次の課題はこの両形態の相互作用とその融合の過程を追求することである。

まずソキエタスの形態たるパートナーシップについていえば、機能資本同志の結合のなかに一部の資本の無機能化を生ぜしめる要因が内在することを指摘することができる。社員のあるものが老齡、または不健康のために商活動に直接にも間接にも参加しえなくなることは当然起りうることであるし、また社員の死亡の場合にその相続人が未成年であつて責任能力を欠くという事態も生じうる。これらの場合、事実上企業活動に参加しえない出資者に無限責任を負わしめることの苛酷不合理であることは誰れの目にも明かとなるであろう。かくしてこれらの社員はやがて、いわゆる *sleeping partner* または *dormant partner* として無限責任を免除されるということになつてくるのである。無限責任の解除は、しかしながら社員の生理的または個人的理由による場合のみではない。前節で触れたマインズ・ロイヤル鉱山会社やミネラル・アンド・バタリー・ワークスにおいて起つたような事例がむしろ一層重要であるであろう。すなわち、これらの会社では経営不振のため多額の追加出資を社員に求めるに至つたのであるが、必ずしも全社員が忠実に追加出資義務を果さなかつたのである。例えば、マインズ・ロイヤルでは一五六七年に総払込額二〇、四〇〇ポンドのうち、追徴金の延滞は実に九、一六五ポンドに達していたといわれ、この未払額は結局、経営を實際に担当した幹部社員の負担するところとなつたのである。このことは全社員無限責任を原則とするパートナーシップの中に無限責任を果さない事実上の無機能資本を生じたことを意味する。しかもこの事実上の無機能化はやがて公認の無限責任解除となつてくるのである。すなわち、会社はひきつゞく経営不振にも拘わらずもはや無制限に追加出資を社員に要求することができなくなつた結果、これ以上の追加出資を肯んじない社員の責任を解除し、ひきつゞき危険を冒して追徴に應ずる幹部社員に経営を賃貸委託 (Lease) するとい

う措置に出たのである。これはおそらく、経営を維持するために止むを得ない手段であつたであらう。だが、このようにしてパートナーシップのなかで、その出資者の間に機能分化を生ぜしめつつ一部分の出資者を無機能化させる過程が進んだのである。

追加出資の要求が營業の拡大に基づいて生ずる場合においても、またパートナーシップのなかに無機能出資の発生することが避け難い。元來、ソキエタスは少数の機能資本の間の信頼に基づく結合を特質とする。従つて機能資本の結合単位には限界がなければならない。パートナーシップにおいては持分の数が固定して、資本の増加を持分数の増加によらず、各持分の出資の追徴に求める理由がここにある。この場合、もしも無理に持分数を増加させるならば機能資本の間の葛闘と統制不能による分裂を招く危険が生ずるのである。このような理由からパートナーシップの營業拡大は社員の間分に対する追徴という形で行われることになるのである。ところが、その追徴額があまりに大きいために出資者がその負担に堪ええないといふことはいくらでも起りうる。この場合、もし出資者がひきつゞきその持分を維持しようと欲するならば彼は借入金を探しもとめるか、もしくは後援者を見付けねばならない。利子禁止の影響がまだ残つていた時代には後の方法、すなわち下請出資 (underadventure) が多く求められたことは察するに難くない。いわんや業績のあがつている会社に対しては、利殖を求める無機能資本が出資の機会を得ようとして待ちかまえているから尙更らのことである。

さて、コンメンダが一機能資本に対する一ないしは二、三の無機能出資の結合に止まるものであつたことはさきに述べたところである。一トラクタートルが二十個のコンメンダ契約を有したという例もあるが、これはむしろ代理業的性格の

ものと思うべきで一企業への資本の集中を意味するものではなかつたであろう。いずれにしても地中海商業はこの程度の企業組織で十分その必要を充したもののようである。陸上コンメンダはこれに反して幾分規模の大きなものとして、且つ継続性のあるものとして現われるのであるが、その際、コンメンダ出資はもはや単一なコンメンダとしてではなく、いわば複合したコンメンダ、すなわち機能資本自体がソキエタスとして結合しながらコンメンダ出資をうけるという形態をとつてくる。一方、機能資本が富力を増すにつれてコンメンダ出資は次第に除外されて単純な借入金に置かえられてゆき、フッガーのごとく封鎖的な同族団体のなかにとちこもつてゆくという場合も起つた²⁾。しかしこのようなパートナーシップも結局は、その内部に無機化の過程が生ずるのを避けるわけにはいかなかつたのである。かくしてコンメンダ形態はソキエタスのな吸収され、その一層の発展はソキエタスの拡大に伴う矛盾の展開にまつこととなるのである。

大塚教授はソキエタスがコンメンダを吸収して拡大してゆく過程において成立する過渡的な資本結合の形式をマグナ・ソキエタスと名付けている。そしてこれに「分散型」と「集中型」の二型を区別している。³⁾

分散型においては、ソキエタスとして結合した機能資本のおのおのがその配下にコンメンダ出資を従えて集結し、ソキエタスとコンメンダとの一融合形態をなすのであるが、各機能資本へのコンメンダ出資はいわゆる匿名(anonyme)出資であり、ソキエタスに対しては間接的な出資となるのである。このいわば非公式な内輪の出資関係がやがて公けのものとなり、コンメンダ出資がソキエタスに対する直接の出資として社員の地位にひきあげられるとき、ここに集中型のマグナ・ソキエタスが出来あがることになる。

このような形にまで展開したソキエタス＝コンメンダの融合形態は今日われわれが合資会社 (Kommanditgesellschaft, Limited partnership) と呼ぶ企業形態とほぼ同一のものと見ることができるのであつて、法制的には一六七三年コルベールの編纂したフランス法典に初めて現われているという。なお同法典は合名会社 (Offene Handelsgesellschaft, partnership) についても規定しているが、ソキエタス＝コンメンダの融合過程は一方で合名会社を一企業形態として分岐させつつ合資会社の形態を完成したものと考えることができる。だが資本結合の歴史はこれで終るのではない。マグナソキエタスは一方ではソキエタスの制約をこえ、他方ではコンメンダの限界を突破するものであるところから、資本の集中拡大には大きな可能性を与えるものであつて、世界商業の発展と植民地経営の競争がマグナ・ソキエタスを駆りたて、展開させるに至るものこそ、われわれの課題とする株式会社にはかならない。

註 1) 以下、概ね W. R. Scott の見解。

1) Steinizer, a. a. O. S. 10.

3) 大塚久雄、株式会社発生史論、一三三—一三五頁。